

風水害等における児童センターの利用について

安城市に暴風警報が発令されたとき

利用者（特に児童）の安全確保に万全を期するため、以下のとおりとします。

（１）開館以前に、暴風警報が発令されたとき

開館時間の１時間前までに解除されたときは、開館します。

開館時間の１時間前までに解除されないときは、その日は臨時休館とします。

（２）開館中、暴風警報が発令されたとき

発令後、直ちに休館とします。安全に配慮してご帰宅ください。

（３）下記の場合は、職員の指示に従って行動してください。

- ・大雨・洪水・大雪警報が発令されたとき
- ・警報の解除後、道路の冠水や、河川の増水等により周辺道路に危険があるとき
- ・公民館施設の破損等で受け入れが困難なとき

（４）その他

台風等が接近しているときは、早めの帰宅をお願いします。

（特に児童のみで来館しているとき）

＜参考＞ 名古屋地方気象台における安城市の細分区域

一次細分区域では……………「西部」

二次細分区域では……………「安城市」

市町村等をまとめた地域……「西三河南部」